

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン」
新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン
法務省大臣官房司法法制部 平成18年6月20日制定 (最終改正 <u>令和5年7月28日</u>)	法務省大臣官房司法法制部 平成18年6月20日制定 (最終改正 令和4年3月15日)
目次	目次
1～5 (略)	1～5 (略)
6 掲示又は公表について(法第11条第2項関係)	6 掲示について(法第11条第2項関係)
7～14 (略)	7～14 (略)
15 参考資料	15 参考資料
[表1] (略)	[表1] (略)
[表2] 法第11条第2項により認証紛争解決事業者が掲示又は公表しなければならない事項	[表2] 法第11条第2項により認証紛争解決事業者が掲示しなければならない事項
[表3]～[表7] (略)	[表3]～[表7] (略)
改正経緯	改正経緯
<ul style="list-style-type: none"> 平成18年6月20日制定(平成19年4月1日施行) 平成27年1月6日改正(同日施行) 平成31年2月28日改正(同日施行) 令和元年9月13日改正(令和元年9月14日施行) 令和3年3月31日改正(同日施行) 令和4年3月15日改正(同日施行) <u>令和5年7月28日改正(同日施行)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年6月20日制定(平成19年4月1日施行) 平成27年1月6日改正(同日施行) 平成31年2月28日改正(同日施行) 令和元年9月13日改正(令和元年9月14日施行) 令和3年3月31日改正(同日施行) 令和4年3月15日改正(同日施行) (新設)
1～5 (略)	1～5 (略)
6 掲示又は公表について(法第11条第2項関係)	6 掲示について(法第11条第2項関係)
(1) 法第11条第2項の規定により認証紛争解決事業者が掲示又は公表しなければならない規	(1) 法第11条第2項の規定により認証紛争解決事業者が掲示しなければならない規則第9条第

<p>則第9条第1項各号に掲げる事項の具体的な内容は、認証申請書の添付書類である「その申請に係る民間紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法を記載した書類」（法第8条第2項第2号）の記載内容を規則第9条第1項各号に相当する項目ごとに要約したものとす</p>	<p>1項各号に掲げる事項の具体的な内容は、認証申請書の添付書類である「その申請に係る民間紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法を記載した書類」（法第8条第2項第2号）の記載内容を規則第9条第1項各号に相当する項目ごとに要約したものとす</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(3) 法第11条第2項の「インターネットの利用</p>	<p>(3) (新設)</p>
<p><u>その他の方法</u>は、今後の情報通信技術の進展に応じてインターネットの利用以外の方法によることも可能であるが、現時点ではインターネットの利用が想定される。インターネットの利用による「公表」は継続的かつ容易に閲覧可能な状態に置くことが必要であり、<u>例えば、次の方法がこれに該当する。</u></p>	
<p><u>ア 認証紛争解決事業者のウェブサイトのトップページ（ホームページ）等、最も目にするページに公表事項を明確に表示すること。なお、表示の明確性については、閲覧者が見落とさないようにするため、その表示の位置、文字の大きさ、配色などに配慮することが求められる。</u></p>	
<p><u>イ 認証紛争解決事業者のウェブサイトのトップページ（ホームページ）等、最も目にするページにおいて、閲覧者が明確に認識できるようなリンク表示や参照方法に係る表示をし、かつ、当該リンク先や参照ページに公表事項を明確に表示すること又はクリックにより表示される別ウインドウ等に公表事項を明確に表示すること。なお、表示の明確性については、上記アと同様。</u></p>	
<p>7～14 (略)</p>	<p>7～14 (略)</p>
<p>15 参考資料</p>	<p>15 参考資料</p>
<p>[表1] (略)</p>	<p>[表1] (略)</p>
<p>[表2] 法第11条第2項により認証紛争解決事業者が<u>揭示又は公表</u>しなければならない事項</p>	<p>[表2] 法第11条第2項により認証紛争解決事業者が<u>揭示</u>しなければならない事項</p>
<p>1～13 (略)</p>	<p>1～13 (略)</p>

<p>[表3]～[表6] (略)</p> <p>[表7] 法第31条により法務大臣が公表することのできる事項</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 規則第9条第1項各号に掲げる事項(規則第20条第4項。認証紛争解決事業者が<u>揭示又は公表</u>しなければならない事項であり、[表2]のとおり)</p> <p>7 (略)</p>	<p>[表3]～[表6] (略)</p> <p>[表7] 法第31条により法務大臣が公表することのできる事項</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 規則第9条第1項各号に掲げる事項(規則第20条第4項。認証紛争解決事業者が<u>揭示</u>しなければならない事項であり、[表2]のとおり)</p> <p>7 (略)</p>
--	--